

お客様各位

兵庫県西宮市馬場町1-4 北本ビル6階

永岡玲子税理士事務所

代表 永岡玲子

価格改定のお知らせ (2023年10月1日以降実施)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年(令和5年)10月から、事業主が納税する消費税の計算ルールとして新たにインボイス制度が全国一斉に開始されることとなっております。

弊所では人件費及び税務会計ソフトウェア費等のコスト上昇を吸収するべく、これまでも努力と工夫を重ねて参りましたが、このインボイス制度が実施されますと消費税の集計・チェックといった事務処理の負担が現状より増えることが容易に予想されます。

そうなりますと当方の企業努力ではこの事務処理負担の増加によるコスト上昇を吸収しきれなくなりますので、**一部のお客様**については最大で月額5,500円(税込)の値上げをお願いすることと致しました。

【価格改定の対象となるお客様の具体例】**(1) 自社で会計ソフトへ入力・登録を行っている方の場合**

- ① 入力・登録作業を未処理のまま溜め込まれることが常態化している方

(※通常期は遅くとも2~3か月に1度、決算月近くは1か月に1度はお客様側での入力・登録完了をお願いします。)

- ② 入力・登録作業の後に当事務所からお願いする「登録された取引の訂正必要箇所」の数が非常に多く、なおかつその「訂正」を未処理のまま、溜め込まれることが常態化している方

(2) 当事務所に会計ソフトへの入力・登録を依頼されている方の場合

会計処理に必要な書類やデータ等の情報につき、当事務所からお願いする締め切りまでにお渡しいただけないことが常態化している方

上記のような「**処理の溜め込み**」を現状ではどうしても解決できない方には次のような提案をさせていただきます。

(1)に該当するお客様； 会計ソフトへの入力・登録を当事務所にご依頼頂く料金プランへの切り替え

(2)に該当するお客様； 担当職員が毎月、資料のお預かりのために訪問させて頂く料金プランへの切り替え

このようなお願いをすることは非常に心苦しいことではありますが、インボイス制度導入後は「定期的な会計処理」を行うということが事務処理負担を軽減するためにも一段と重要になって参ります。当事務所としましても今後より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

こちらのQRコードから今回の価格改定のお知らせについての説明動画をご視聴頂けます

(視聴時間；4分30秒)

